



# 二つの「三年」

つるかわ学園 施設長

植村義秀

あのとときから三年が経過しました。

三年とは、いうまでもなく東日本大震災と福島原発事故からの三年です。一方、この三年は日本の障害者制度が大きく変わった三年でした。日本という国の中での同じ三年後が、どうしてこんなに異なった局面なのかどうしても釈然としません。

一方は甚大な自然災害とそれに伴った極限的な重大事故、もう一方は障害者に関する法律や制度の問題です。だから比較するのが間違いだともいえます。しかし、場面や状況が異なるから違つのが当然だとはいえないと考えられず、彼の地の現実の状況は、とても「やむを得ない」ではすまされるものではないと感じます。

## 一 障害者制度と「三年」

本年一月、わが国は一四一番目の国として国連の障害者権利条約を批准（締結）しました。

日本は平成十九年にこの条約に署名しましたが、国内の法制度が不十

社会福祉法人つるかわ学園  
つるかわ学園を支える会  
☎195-0051  
東京都町田市真光寺町  
186番地  
T E L (042) 735-2220  
F A X (042) 736-6374  
HP:tsurukawa-gakuen.com

分なため条約を批准できませんでした。そのため、前政権の政府は障がい者制度改革推進本部を設け、平成二十一年十二月より批准に必要な障害者制度改革にとりかかりました。

この改革の流れの中で、まず「障害者基本法」が平成二十三年八月に改正され、障害者権利条約を批准するために必要な制度改革の方向性が定められました。そして、二十四年六月に「障害者総合支援法（二五年四月施行）」、二五年六月に「障害者差別解消法（二八年四月施行）」が制定されました。これらにより条約を批准する準備が整い、障害者権利条約を批准するに至りました。

これらの法律の目的や内容は、障害者虐待防止法を含め、いずれも権利条約の基本理念に基づいています。障害のある人は全ての人と同等の固有の尊厳を持ち、自由や自立が尊重され、教育や労働、交通機関や建物の利用などあらゆる面で差別されない。また、個人の尊厳にふさわしい生活をする権利、自立と社会参加、共生社会の実現等の理念で共通しています。障害による不利益や生活の困難さは、障害者個人の責任ではなく社会の問題であること、それ

らの社会的障壁を取り除いていくべきこと、これらが、障害者制度の基本的な方向性として明確にされました。

## 二 原発事故と「三年」

福島原発の崩壊から三年経過しました。しかし、原発処理や被曝児童、避難者の生活の実状を知らされると、この三年は一体どういう年月だったのかと暗澹たる気持ちになります。

放射能汚染除去廃棄物の中間貯蔵施設の問題は解決せず、事故原発からの汚染水の増大と流出、事故原発内の核燃料の取出し、いずれもメドは立たず、原子炉建屋内の致死率に達する放射能により、廃炉の見通しは全く立たない状態です。

福島原発事故で県内外に避難した世帯は六万三千余世帯。避難世帯二万余のうち二カ所以上に別れて暮らす世帯一万一千世帯（四八・九％）。原発事故後、放射能被曝を避けるために避難せざるを得ず、仕事や通学の関係で家族が離れて暮らさざるを得ない避難者は今なお多いのが実態です。更に、避難後に心身の不調を訴える家族のいる世帯は六七％もあり、その多くは、「何事も以前より楽しめなくなった、よく眠れない、イライラする、憂鬱で気分が沈みがち、持病が悪化した」等です。

そして、甲状腺がんやがんの疑いを診断された子どもの数は、昨年九月より十六人増え、七五人（本年二月）になっています。それでも「県民健康管理調査検討委員会」は放射能被曝との関係を否定しています。

いつのまにか、「廃炉は可能」汚染水は遮断できている」「低線量被曝は問題ない」等々新たな「原発神話」が作られつつあります。選択したはずだった「脱原発」は、根拠なく「原発依存・再稼働」へと大きく舵が切られようとしています。

## 三 つるかわの「三年」

平成二十三年三月一日は、奇しくも障がい者制度改革推進本部が「障害者基本法を改正する法律案」を検討した日でした。障害者権利条約の批准に向け、障害者制度改革の方向性を定め、取り組むべきことに取り組んできたというのが障害者制度のこの三年といえるように思います。

一方、原発事故後の三年は、被災者と原発の現状に端的に表れていきます。被災者の生活をどう守っていくか、原発問題をどう解決していくかという課題に根本的な解決の方向性を立てないまま、対処療法的に過ぎた三年だったように思えます。

被災者や避難者の状況は障害者の置かれてきた状況と重なります。障害者は長くその人権や個人としての尊厳をないがしろにされ、その望むところで生活できず、それがやむを得ないとされてきました。

自らが望むところで安心して生活するという人間にとって最も基本的なことが根底から崩され、更にそれがいつ終わるといふ見通しもない生活を強いられるという現実。避難者の生活を思うと、この三年で何も解決していないことへの憤りと、自分自身が何もできないことへの申し訳なさを感じます。

# 町田通勤寮 寮長就任のご挨拶

東京都町田通勤寮 寮長 金親健二

平成二六年四月一日付で、町田通勤寮 寮長に就任いたしました「金親(かなおや) 健二(けんじ)」と申します。障がい者(児) 支援業務に従事し、一二年目となる若輩者ではありませんが、この度、重責の任に携わることとなり、身の引き締まる思いであります。今回の就任にあたり、様々な立場の方からご助言をいただきました。その大切な「言葉」を現場で心がけていくため、ご挨拶にさせていただきます。

## 「柔軟」

一つの立場や考え方にこだわらず、その場に応じた処置・判断のできるさま。  
先入観にとらわれてしまうと、本質的なニーズを見誤り、支援者側がそれに拘りつづけることで悪循環から抜け出すことが難しくなっています。興味関心をもって、柔軟に考えうる「拘らない」思考を大事にしていきたいと思っています。

## 「理念」

ある物事についての、こうあるべきだという根本の考え。  
組織的な理念を解釈したうえで、個人的な理念を構築する。職員間で同じイメージをもち、現実的なビジョンとして明確にしていくことが求められます。支援員が迷いなく、実践にあたるためにも、より分かりやすく浸透していけるよう、努力をしていきたいと思っています。

## 「誠実」

私利私欲をまじえず、真心をもって人や物事に対すること。また、そのさま。  
誠実であることは、何かを判断する際の基本姿勢となり、より良い関係づくりの礎となります。現場で「心」を振り返ることができる言葉であり、日々誠実であることを心がけていきたいと思っています。

## 「許容」

そこまではよいとして認めること。大目に見ること。  
どこまでを許容範囲とするのか、対人支援の指針・方向性を見極めるうえで、許容の幅を持ち得ることが、配慮を心まえた適切な支援感を育んでいけると解釈しております。支援員のセルフコントロール力を高め、適切な助言、支援を進めていくうえでの、落ち着きを生むポイントにもなると思います。

## 「視点」

① 視線の注がれるところ。  
② 物事を見たり考えたりする立場。観点。  
一方のみの視点は、支援をしていくうえで限界を生み、継続的な支援をとぎれさせることとなります。様々な立場の方からの視点は「気付き」や「アイデア」を生み出すことにもなり、日々のモチベーションへとつながっていく可能性を感じています。  
今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願致します。

# 『指定特定相談支援事業について』

つるかわ学園相談支援センターころ 管理者 加藤真優

平成二四年四月の障害者自立支援法(現障害者総合支援法)一部改正により、障害福祉サービス等を利用する前にサービス等利用計画を作成することが定められました。サービス等利用計画とは、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害のある方のニーズを把握し、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するものです。この指定特定相談支援事業者として、つるかわ学園相談支援センターがサービス等利用計画作成を担うことになりました。

責任者をはじめとする職員と連携を取りながら作成することです。

相談支援事業の基本的な考え方に、あるのが障害者ケアマネジメントの理念と手法です。障害のある方が地域生活をする上で必要な資源を調整し、継続的にサービスを提供し、不足している資源があれば新たに開発していく手法が障害者ケアマネジメントです。これを実践する上で欠かせないのが本人主体、ニーズ中心の考え方です。障害の状態ばかりに着目するのではなく、その方のニーズ(希望)に基づき、資源を調整することが相談支援専門員に求められる基本的な姿勢となります。

既に高齢者福祉分野では、平成一三年四月、介護保険制度のスタートと同時に、介護支援専門員(ケアマネジャー)がご本人のニーズとサービスを結びつける役割として、個別支援計画(ケアプラン)を立てています。これと同様に、障害者福祉分野においても、ケアマネジメントの考え方の視点に基づき、相談支援専門員がサービス等利用計画を立てることになりました。今年がこのサービス等利用計画作成の最終移行年度となっており、最初につるかわ学園相談支援センターに与えられた役割は、法人内の各事業を利用いただいている利用者の方のサービス等利用計画を各事業所のサービス管理

個々の背景を踏まえ、ご本人のニーズに応じた資源を提案すること、そして、障害特性や個別性に配慮した計画を作成することを通して、効果的な福祉サービス活用につなげられるよう努め、希望ある生活が実現出来るようお力添えすることが相談支援員に与えられた役割であり、目標であると感じています。いずれば、ニーズに応える資源開発、町田市をはじめとする地域にお住まいの障害のある方達のニーズにお応えすることが出来る事業所を目指し、邁進して参りたいと思います。(事業所は六月一日に開所しました。)

# 東京都地域移行促進コーディネーター事業について

つるかわ学園 副施設長 丸山文弘

東京都地域移行促進コーディネーター事業は、「障害者支援施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、担当するブロックの施設における地域移行に向けた課題を分析し、地域移行に結びつけるノウハウを付与するとともに、区市町村及び相談支援事業者との連携を支援することにより、施設利用者の地域生活への移行を促進することを目的」として、東京都が平成二十五年十月より事業を開始するということで公募を行い、つるかわ学園がその事業を受託しました。

施設入所支援を受けている障害の重い方たちにも、施設ではなくグループホーム等の地域で生活していただくこと、また自分の生活する場を自分自身で決定することはとても重要なことです。しかし、その意思決定を最大限に許容していただけるだけの社会資源なり人的資源が十分に用意されているかというと、残念ながら、まだまだ安心できるほどに用意されていない、と言わざるを得ない状況です。当然のことながら、ご家族はそのような状態の中で地域の生活よりは、「安全」「安心」が保障されている入所支援施設での生活の方を選択することになります。

このような状況の中で地域移行促進コーディネーターとしては、何を、目指していけばいいのか、何ができるのか、十分に考えていく必要があります。

コーディネーターとして、近隣の複数の入所支援施設に伺い、施設長等と地域移行やグループホームの現状と課題について話し合いを行いました。また、つるかわ学園と他施設利用者のご家族に対して、地域生活を送ることへのアンケートを実施しましたが、医療・生活費・夜間の支援体制等への不安感が強く、興味はあっても踏み出すことができないという現実が浮き彫りになっています。

しかし、グループホーム利用者による生活体験報告会を開催した際に、楽しく生活している様子に感動したなどのご家族からの感想も寄せられています。コーディネーターとしての役割は、なぜご家族が地域での生活に対して不安感を持っているのかを行政に伝え続け、課題と展望を提起することだと思っています。「安心」「安全」な地域生活が生活の場の選択肢の一つになるように活動できれば・・・。

平成二十六年度も東京都地域移行促進コーディネーター事業は続きます。

平成二十六年二月一六日防災訓練を行いました。町内会、消防団の方との合同防災訓練の予定でしたが、前日の大雪の為、町内会、消防団との合同は、中止になってしまいました。町内会交えての訓練は、一年に一回の貴重な訓練だったので、非常に残念でした。災害時には、周りからの協力が必要になります。協力を得る為にも、学園の事、利用者の事を、理解してもらええる機会でもあるので、来年は、中止にならず行えるようにと思っています。

# 合同防災訓練

つるかわ学園 女性主任 高橋葉子

学園内は、九時〜一四時まで、一日防災の日で過ごしました。九時に近隣県に大規模な地震が発生し、電気、ガスがストップした事を想定し、訓練を行いました。

発生後、対策会議を開き、状況把握（利用者の状態、学園建物の状況等）を行い、電気、ガスがストップしているの、食事も家庭用ガスコンロを使用して行いました。食事に使用する食材も、備蓄品を利用し、食事作りも、調理がない事を想定して、支援スタッフで行ってみました。家庭用ガスコンロなので、お湯を沸かすのに時間が掛かったようでしたが、なんとか、予定時間内に昼食を提供できました。備蓄品を使用しての食事になりましたが、デザートまでついて、災害時には良い食事でした。

一三時三〇分に、調理室より火災が発生しての訓練を行いました。火災なので、エレベーターはもちろん使用禁止です。今回は、スタッフ全員出勤だったので、避難誘導するスタッフも多く、スムーズに避難誘導が出来ましたが、車椅子の利用者も年々増えている中、火災時にはエレベーターが使用出来ないのでも心配です。災害はいつやってくるかわかりません。夜中など、支援スタッフは三名しかいません。三名で、利用者を守る事が出来るか、不安になります。火災は、気を付けていれば防げますが、近年、大規模な地震の発生が騒がれています。想像したら不安な事ばかりですが、それだからこそ、日々の訓練の大切さを実感しています。利用者も、月一回、火災訓練等を行っているの、スタッフの誘導に従い、落ち着いて避難しています。



# ニコニコバンド

つるかわ学園 西ヶ丘三丁目  
副主任 宇佐美優子

三月一五日(土)ニコニコバンドの皆さんが来園され演奏会が行われました。ニコニコバンドの皆さんは毎年学園に足を運んで下さり、素敵な演奏を聴かせてくれました。今回も大盛り上がりな時間となりました。

シブリやディズニーの曲をはじめ、ニコニコバンドではお馴染みの「ハッピーチルドレン」「世界中のこともたちが」や、AKB48の「恋するフォーチュンクッキー」など最新曲まで、たくさんの曲を演奏してくれました。曲が始まると利用者の皆さんは一気に笑顔になり、前に出て自由に踊る方もいました。次第にスタッフの気持ちも高まり、拍手子だけではおさまらず、利用者と一緒になって踊る人も

ました。アンコールは利用者の皆さんが大好きな「ヤングマン」。まだ肌寒かったこの日も、このときはかりは会場全体が熱気で暑くなるくらい一番の盛り上がりとなりました。

約一時間半の演奏会の後は、ニコニコバンドの方々へお礼の品として、工芸班の作品や折り紙のチュウリップをプレゼントしました。ニコニコバンドの皆さんも大変喜んで下さり、来年度もぜひ演奏にきたいと言って頂けました。

いつもは穏やかで大人しい利用者も、生演奏には反応し、普段見せないような表情、姿を私たちに見せてくれました。それはやはり、優しく素敵な笑顔で楽しい音楽を奏でてくれるニコニコバンドの皆さんのおかげです。本当に素敵な時間を過ごすことができました。感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。また会える日を心待ちにしています。



ニコニコバンドの様子



ステージに来て盛り上がりました



お花をプレゼントしました

## つるかわ学園を支える会のご案内

「支える会」について  
国家的財政困難と世情不安定の中にあつて、施設も苦しい状況に置かれています。私達は私達なりに苦しさの中にあつても福祉を支える者として努力を惜しまず頑張っています。今一歩

の力の支えをこうした形で求めるのは本当に心苦しいのですが、市民の皆様のご小さな善意はやがて大きな力を生む礎となる事をお約束します。

どうか「つるかわ学園」を支える会にご入会し力を添えてくださいますようお願い申し上げます。

### 会費

「つるかわ学園を支える会」の会費は、一〇年額三千元ですが、ひとりで何回か入っていただくことを歓迎、お願いしております。

会員の方々には、毎年三回発行するつるかわ学園の機関誌「つるかわ」をお送りし、学園の様子を続けてご報告するとともに、この人達の幸せを願う者同志としての親交を深めます。

### 入会方法

入会してくださる方は、振込用紙を学園にご請求下さい。

### 振替口座番号

〇〇一〇一七一一九四〇二九

加入者  
社会福祉法人 つるかわ学園

### つるかわ学園ホームページ

日常のようす、行事のお知らせ等がご覧になれます

アドレスはこちら!!  
HP: [tsurukawa-gakuen.com](http://tsurukawa-gakuen.com)

